

○国土交通省告示第九百九十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の三第一項第三号の規定に基づき、排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の三第一項第三号に規定する排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

- 一 床面から天井（天井のない場合においては、屋根。以下この号及び次号において同じ。）までの垂直距離が二・六メートル以下の場合 天井から下方八十センチメートル（たけの最も短い防煙壁（令第二百二十六条の二第一項に規定する防煙壁をいう。次号において同じ。）のたけが八十センチメートルに満たないときは、その値）以内の距離にある部分
- 二 床面から天井までの垂直距離が二・六メートルを超える場合 床面からの高さが一・八メートル（たけの最も短い防煙壁の下端の床面からの高さが一・八メートルを超えるときは、その値）

以上の部分

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。